中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決)のご案内



令和7年6月13日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	腰部(L3 以降)の脊椎の手術に対して、K930「脊髄誘発電位測定等加算」の算定は原則、認められる。	脊髄誘発電位測定は、脊椎の 手術を正確かつ安全に行うた めに必要とされているが、 「K930 脊髄誘発電位測定は通知 算対象手術は通知により定められている。よってに対しての算定は、部位に対しての算定は、部位に関らず原則、認められる。 ただし、脊髄誘発電位測定は、検査が必要と考えられるに対して行うが認められる。 ただが必要と考えられるに対して行うが認めに必要性が認めに必要性が認められない場合は、症状詳記等により判断する。	適用診療月令和7年9月1日
2	「腰部脊柱管狭窄症」に対する K142 脊椎固定術、椎弓切除 術、椎弓形成術(多椎間又は多	告示・通知の点数設定において、固定術又は椎間板手術の場合は、「椎間」と規定されてお	適用診療月 令和7年9月1日

	椎弓の場合を含む)における「5 椎弓切除」の算定は椎弓数とする。	り、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓切除は「椎弓」と規定されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。	
3	「腰部脊柱管狭窄症」に対する K142 脊椎固定術、椎弓切除 術、椎弓形成術(多椎間又は多 椎弓の場合を含む)における「6 椎弓形成」の算定は椎弓数とす る。	告示・通知の点数設定において、固定術又は椎間板手術の場合は、「椎間」と規定されており、椎間数での算定が妥当と考えるが、椎弓形成は「椎弓」と規定されているため、椎弓数での算定が妥当と考える。	適用診療月 令和7年9月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科·混合審查室 外科審查課(TEL:082-576-8388)